

外国証券取引口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第24条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p>附 則</p> <p>この約款は、<u>2025</u>年6月30日より適用されます。</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2～7 (現行どおり)</p> <p><u>8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を超過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u></p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第24条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p>附 則</p> <p>この約款は、<u>2026</u>年6月30日より適用されます。<u>ただし、改正後の第7条第8項及び第8条第5号の規定は、2030年10月1日より適用されます。</u></p> <p><u>2 第7条第8項（第8条第5号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より</u></p>

現行	改正
<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあつては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金）についても適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>